

# 第2期武豊町空き家等対策計画 サマリー その1

## 【計画策定の契機と更新】

空家等対策の推進に関する特別措置法 施行

(平成27年5月26日全面施行)

特措法内第六条(空家等対策計画)各項の内容に沿った本町の空き家等対策計画を検討

↓ 特措法の成立を契機

平成29年2月「武豊町空き家等対策計画」(第1期計画)

(計画期間 平成28年度～令和2年度)

↓ 第1期計画に基づく空き家等対策事業を実施

計画期間到達に伴う空き家等対策事業見直し

令和3年4月「第2期武豊町空き家等対策計画」

(計画期間 令和3年度～令和12年度)

## 計画内容 (目次より)

I. 計画の背景と目的…1～4ページ

II. 空き家等の状況…5～18ページ

III. 空き家等対策に関する基本的な考え方…19～21ページ

IV. 空き家等対策の施策展開…22～31ページ

V. 空き家等対策の実施体制の整備…32～35ページ

### 【資料編】

- ・武豊町特定空き家等の認定基準
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則

## 【I. 計画の背景と目的】の概要

計画の背景…(左記【計画策定の契機と更新】参照)

計画の目的…町民等及び地域の安全安心の確保、生活環境の保全を図る  
公共の福祉の増進と地域の振興に寄与

計画の位置付け…国の法令等及び町の計画の下位計画

国の法令等・「空家等対策の推進に関する特別措置法」

- ・「空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」

町の計画・「第6次武豊町総合計画」

- ・「武豊町都市計画マスタープラン」

対象地区…町内全域

計画期間…令和3年度から令和12年度までの10年間

中間年度の令和7年度に中間評価 必要に応じて事業を見直す

対象とする空家等の種類…特措法で定める「空家等」及び「特定空家等」

## 【II. 空き家等の状況】の概要

本町における年齢別人口と高齢者世帯の推移

○65歳以上の人口…10,833人(全年齢のうち24.8%) ※令和元年10月時点

○高齢者のみの世帯…大幅な増加傾向 ※国勢調査の結果

空き家等の現状…169件(令和2年8月調査結果)

うち、管理不全度が高い物件 70件

老朽度が高い物件 42件

現状分析から見る本町の空き家等対策の施策内容

○早期発見・早期対応の仕組みづくりによる発生抑制

○流通促進等による有効活用の促進

○安全・安心のための管理不全の解消

# 第2期武豊町空き家等対策計画 サマリー その2

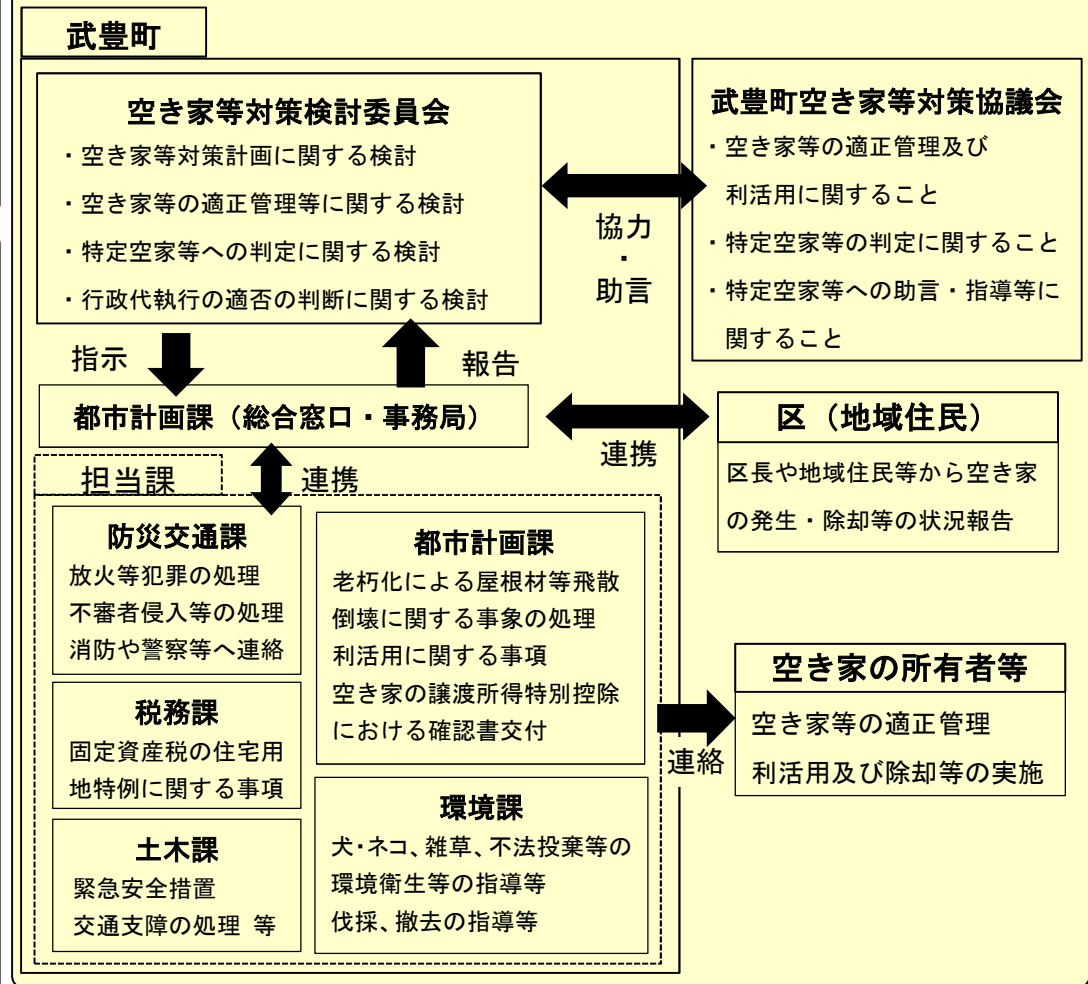
## 【Ⅲ. 空き家等対策に関する基本的な考え方】の概要

- ・ 空家等の管理の原則 (前提) 所有者等の第一義的な責任
  - 町民等に身近な行政が悪影響を及ぼす空き家等に対して対策を講じる
- ・ 空家等対策に関する方針・方向性【Ⅳ. 空き家等対策の施策展開】に記載
- ・ 計画の目標 第6次武豊町総合計画より設定
  1. 定住先として選択されるまち
  2. 災害に強く、安全・安心に暮らせるまち

## 【Ⅳ. 空き家等対策の施策展開】の概要

- 基本ステップ 空き家等データベース整備
  - ・ 空き家等実態調査の実施 所在調査、外観調査、所有者の特定など
  - ・ データベースの整備 各部局間で情報共有が可能な環境の整備
- 第1ステップ 基本的な施策
  - 【発生抑制】
    - ・ 地域と連携した空き家化の早期発見 情報提供・共有の仕組みを構築
    - ・ 相続時等における対策 相続者に対し空き家に関する啓発物を配布
    - ・ 相談会・セミナー等の実施 関係団体等と連携した所有者向け事業展開
  - 【有効活用促進】
    - ・ 専門家との連携による流通促進 所有者等に流通促進を案内
    - ・ 老朽空き家等の解体促進 住宅等撤去費補助制度の実施・周知
    - ・ 税制に関する情報提供 税制改正等に伴う優遇措置に関する情報提供
  - 【管理不全解消】
    - ・ 固定資産所有者への啓発 所有者等に啓発チラシ等を送付
    - ・ 総合的な相談体制の構築 相談窓口ワンストップ化と関係団体との連携
    - ・ 緊急安全措置の明確化 緊急時における他法令を根拠とした措置の実施
- 第2ステップ 特定空家等の認定・指導等
  - ・ 特定空家等の認定 検討委員会及び協議会での協議の上、判定
  - ・ 特定空家等への指導等 特措法に基づく助言・指導等の通知の実施

## 【Ⅴ. 空き家等対策の実施体制の整備】の概要



## 【資料編】・武豊町特定空家等認定基準 (平成30年2月策定)

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針を基に愛知県建築士事務所協会と連携し策定 → 周囲に悪影響が及ぶ物件を対象と明記

- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法・施行規則 (平成27年5月施行)

【問合せ先】 武豊町役場 都市計画課 0569-72-1111 toshi@town.taketoyo.lg.jp